

平成25年5月1日

上川町長 佐藤 芳治 様

上川町公営事業等審議会

会 長 西木 和義



浄水場ほか関連施設の整備及び水道事業会計の健全化について (答申)

平成24年11月29日上建水第460号で諮問のありましたことについて、別紙のとおり答申します。

上川町公営事業等審議会

会 長 西 木 和 義

副会長 立 岩 克 文

委 員 石 井 拓 子

委 員 西野目 智 弘

委 員 松 浦 達 也

委 員 端 場 誠 二

委 員 高 橋 智 樹

委 員 鶴 野 宏 美

委 員 福 田 多鶴子

委 員 藤 田 美智子

○諮問事項1「浄水場ほか関連施設の整備について」

1 水道施設の現状と整備計画

本町の水道施設は、中央浄水場が昭和45年建設し40年を経過、層雲峡浄水場は、昭和38年の建設で49年を経過しています。特に、層雲峡浄水場及びその関連施設は老朽化が著しく、早急な更新整備が必要な状況になっています。

町から示された「上川町水道施設整備基本計画」によると、浄水場等の更新整備は、層雲峡が平成27年着手、中央は、平成35年に着手すると定めており、建設にあたっては、各施設とも10億円を超える財源が必要となっており、その財源確保について早急な対応を求められています。

また、この計画によると層雲峡地区については、定住人口が少なく観光入り込み数が減少傾向にあるものの、将来推計は、景気の動向に影響されることなどから予測が難しいため、平成27年度の建設にあたっては、現状の水需要量を基本にその施設規模を定めることとしております。また、中央については、平成35年の着手と予定されており、この時期までには、給水人口及び水需要量が減少し、人口で16%減、給水量では30%減少することで推計されています。

2 施設整備費確保への取り組み

水道事業は、国の認可が必要となっており、本町はこれまで市街地を中心とする中央上水道事業と、層雲峡、清川地区を給水区域とする層雲峡上水道事業に分かれています。認可の主な基準は、給水人口で5千人以上が上水道事業、以下は、簡易水道事業となり、前回認可を受けた昭和54年の事業計画では、両地区とも5千人以上の計画給水人口であったため、上水道事業として認可されています。

この区分の違いによって、水道サービスの内容が大きく変わるものではないのですが、膨大な費用を投資して行われる水道施設の整備にあたり、簡易水道事業の認可を受けられることになれば、給水人口に応じて国の補助採択が受けられ、同時に過疎債の発行など、有利な財源が確保されることとなります。このため町は、水道事業の効率化から二つの事業を統合し、合わせて、簡易水道事業の認可を受けられるよう取り進めているものです。

3 整備計画への提言

層雲峡に引き続き中央の建設が計画され、将来とも二つの浄水場を維持していくこととなります。水道施設は、町民にとって生活や経済活動を支えるうえで最も大切な地域のインフラ事業と言えます。同時に、今後とも続くことになる少子高齢化や、人口の減少などによる水需要と料金収入の減少に対し、これら施設をどのように支えていくか、本町にとって重要な課題となります。

このたびの施設更新は、膨大な費用が投資されることから、計画の推進にあたっては、

- (1) 費用対効果と財政収支への影響を適時検証するとともに、事業費の圧縮に努めること。
- (2) 事業の推進体制の強化を図ること。
- (3) 町民の理解を得られるよう最大限に努力すること。

を念頭に置き、今後の社会情勢の変化及び人口動態を注視し進める必要があることを提言します。

○諮問事項2 「水道事業会計の健全化について」

町からは、平成19年度からの経営状況と平成25年度以降の収支計画が示されました。平成24年度の決算見込みのほか、過去5年間の決算内容では、収入は、平成19年度をピークに、毎年1千万円を超える収入減が生じており、その減少の主な内容は、層雲峡地区の観光入り込み客の減少に伴うものが大きく、収入減のうち約80%を占めています。この収入落ち込みに対する収支不足分は、会計内留保資金で対応しており、赤字経営への転換から3年を経過することになっています。

一方、費用については、その約30%を占める人件費について、収入減に応じ人員配置の見直しによる節減努力が認められており、一般管理費ほかその他費用についても、水需要の低下とともに減少を示しているものの、修繕費は、増加傾向にあります。これは、施設等の老朽化が原因するものと認められ、今後においても増加するものと懸念されるものです。

これまで水道事業会計は、その主たる財源を水道使用料に求め、特別な収入を除き独立採算制を維持し経営しております。公営企業としての経営の健全化は、持続可能な水道事業を実現するために欠かせない重要な課題であり、

収入の確保及び経費の削減、更なる経営の効率化と基盤強化に積極的に取り組むことを望むものです。

今般の審議にあたっては、費用等は、町から提出のあった資料または説明から、大きな節減効果は期待できないものと認められ、経営の悪化に影響をもたらしている水道使用料の収入確保を図るため、料金改定は避けられないものと判断し、早期の経営健全化を図るべく当審議会として意見を述べるものです。

1 料金改定経過について

本町の水道料金は、昭和60年4月に家庭用料金について、基本料金で約11%、従量料金では約15%増額改定、その後、平成5年に高齢者対策として、家庭用料金に基本料4m³区分を設けたものが現行の料金体系となっています。その後、メーター使用料の改定はあったものの、実質的な改定がないまま、二十数年を経過するものであります。

この期間の経過の中で、急激な過疎化または人口の少子高齢化が進み、産業構造の変化など町は大きく変化しており、それとともに、水道料金体系も抜本的に見直す必要があるものと考えます。

2 水道料金の値上げについて

町から提出のあった説明資料における将来見通しから、財政の健全化に必要な収入は、会計留保資金を含まない現行経営不足分で8%、これに、緊急的財政支出として必要な会計留保資金と、前段申し述べた、浄水場ほか関連施設の整備に必要な財源が加わることとなります。

(1) 現行経営不足分にかかる料金改定について

8%部分については、給水人口または、観光客数の減少によるものであり、このうち給水人口の減少については、少子高齢化または過疎化が要因とされ、本町のみならず全国的な問題でもあります。更には、国の見通しから今後とも続くものとし、回復は困難であると解されます。

また、後段の観光客の減少については、平成19年度以降、景気の後退や国際社会の動向の影響を受けて減少傾向を示しており、合わせて大手ホテルの閉鎖も加わり、今後においては、東日本大震災の前年までは回復すると切望されるものの、大きな水道使用料の増加を期待する状況

にはないと想定されます。したがって、現行での収入不足分8%の値上げはやむを得ないことと理解しますし、緊急事態に備えるため、加えて留保資金を保つことも会計維持上、必要なことと判断いたします。

(2) 浄水場ほか関連施設の整備にかかる料金改定について

浄水場ほか関連施設の老朽化にかかる更新については、前段申し述べた通りであります。一つの浄水場等を整備する財源が10億円を超えるものであり、このための値上げをすることを安易に否定するものではないものの、水道事業の独立採算制維持から、必要経費全額を料金収入をもって充てることは、利用者負担の限界を超えるものであります。

また、改定予定年については、消費税が3%上乘せとなり、引き続き翌年には10%に達するとの事であります。消費税の値上げは、消費物価の上昇を招き、家庭あるいは事業者の負担も当然ながら増加することになります。重ねて層雲峡地区については、東日本大震災の影響を受け、いまだにその後遺症が残る状況にあります。これら利用者の過重な負担を考慮し、町の一般会計において応分の負担をお願いすることを前提に施設の整備を進められたく要望します。

なお、この整備にかかる値上げの対象期間は、層雲峡浄水場の整備にかかる費用のうち、起債財源の償還開始から10年間とし、その間5年経過を目途とし、事情の変化等も踏まえて料金改定後の財政運営状況を検証するとともに、中央浄水場等の着手前に層雲峡浄水場等にかかる償還残高と新たに加わる施設整備の財源の確保について、二段構えで料金改定を行うことが適当であると判断します。

(3) 料金体系の見直しについて

ア 家庭用4m³区分の取り扱いについて

この区分は、平成5年度に高齢者世帯の軽減対策として導入されたものですが、同制度の該当世帯のうち約半数が65歳未満の世帯となっており、若年層の世帯もその利益を受けることになっています。

年々料金収入が落ち込み、今後においても給水人口の減少が続くとみられる中、この制度の適用世帯の増加に伴い、将来的に会計を維持していけるかどうかは大きな不安材料に思えます。

しかし、平成5年度に制度が設けられてから20年を経過し、軽減制度として定着していることは事実であり、見直しにあたり、年齢、世帯

構成要件、または激変緩和措置など解決しなければならない問題も多い状況になっています。

これらを含め、本審議会において議論を尽くした結果、水道事業経営の安定化を図る観点から、同制度は、今般の料金改定で何らかの形で見直すべきという判断となりました。判断に至った理由は次に掲げるものですが問題の重要性から、その他の意見についても「附帯意見」として後述させていただきます。

- 1) 水道料金は、事業運営にかかる原価を基本料金と従量料金に区分し需要者に配分しているものであります。このうち基本料金は、健全な事業を維持するうえで最低限のコストを利用者に料金として配分しているものであるから、高齢者対策として半水量を設けた趣旨を鑑みると、軽減部分に若年層も含まれていることは、負担の公平性を欠いているものと言えます。
- 2) 本町において今後とも高齢世帯が増加し、それに伴い単身者が増加していくことは明らかであり、将来の地域社会の情勢変化に対応できる料金体系を構築することが必要である。水道事業が本町に限定した地域インフラ事業であることを考えると、その利用者であるものが公平に応分の負担をしていくことが原則となります。

イ 料金区分の見直しについて

「営業用又は事業用」、「官公署・学校用」、「病院用」、「公衆浴場用」、及び「その他用」を同一区分とし「その他用」とする。

昭和60年の改定からは二十数年を経過しており、その間、商店や官公署、学校、医療施設など大きく変化しています。利用形態に応じた料金体系を再構築することは、やや時期を逸した感もあり、この度の料金改定に合わせ改正すべきことと考えます。

また、区分見直しにあたり、利用者間の改定率の不均衡は理解するものでありますが、その差の縮小について可能な限り配慮するよう求めるものです。

ウ メーター使用料の廃止について

メーター使用料については、料金の内訳を明確にすることと利用者個別に負担すべき費用として設けられたものでありますが、現実にそぐわない料金になっていることや、他の自治体においても設定されている例は少ないことから廃止し、基本料金の中にも含めることは事業の効率化の

観点から適切と考えます。

エ 加入者負担金の廃止について

この料金区分は、住宅地での負担の公平性を確保する意味で設定されたものです。今日、新規住宅の建設も年に数戸の状況であること、また、メーター使用料同様、二十数年間改定が行われなかったことによる料金単価の上昇から、今後は、新規の場合は加入者自身の負担で接続することとし、本制度を廃止することは問題ないと判断します。

[附 帯 意 見]

「家庭用 4 m³ 区分」の取り扱いについて

この区分が該当になっている世帯の中には、障害のある方のほか生活に苦労されている方もおります。それらの方々の軽減制度を全面的に切捨てるのではなく、所得制限を設けるなど救済する方法を考慮すべきであります。

以上、諮問事項について、審議経過を総括し答申といたしますが、水道事業は、水という生きるためになくてはならない、そして代替のきかないものを将来にわたって安定的に供給することが使命であります。見直しにあたっては、町民への周知に万全を尽くすとともに、利用者負担が必要最小限となるよう、今後とも公営企業の経済性を最大限に発揮し、効率的な経営を追求していく姿勢を求めるものであります。